

評点法の実施について（事後）

1. 評点法の目的、利用

- 評価結果を分かりやすく提示すること
- 評価報告書を取りまとめる際の議論の参考
- 評価報告書を補足する資料
- 基本計画の達成状況の判断材料に用いるため^{注)}

2. 評点方法

(1) 評点の付け方と判定基準

- 各評価項目について4段階（A、B、C、D）で評価する。
- 判定基準は以下の通り。考慮事項を踏まえて、各判定基準に従って評点付けを行う。

判定基準

1. 事業の位置付け・必要性	
・非常に重要	→A
・重要	→B
・概ね妥当	→C
・妥当性がない又は失われた	→D
2. 実証事業マネジメント	
・非常によい	→A
・よい	→B
・概ね適切	→C
・適切とはいえない	→D
3. 実証事業成果	
・非常によい	→A
・よい	→B
・概ね妥当	→C
・妥当とはいえない	→D
4. 事業成果の普及可能性	
・明確	→A
・妥当	→B
・概ね妥当	→C
・見通しが不明	→D

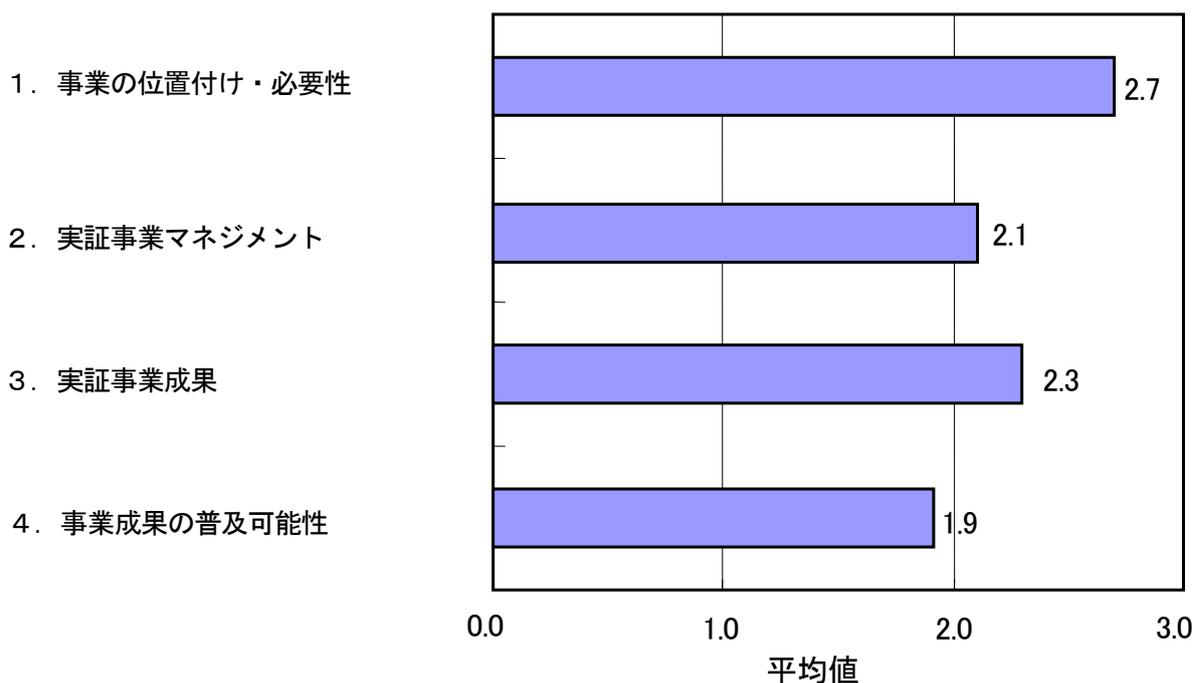
(2) 評点法実施のタイミング

- 委員会において、各委員へ評価付けを依頼する。
- 評価報告書（案）を確定する前に評点結果を委員に提示し、評点の確認及び修正を依頼する。
- 評価報告書（案）の確定に合わせて、評点の確定を行う。

(3) 評点結果の開示

- 評点法による評点結果を開示するが、個々の委員記入の結果（素点）については、「参考」として公表（匿名）する。
- 評点法による評価結果の開示については、評点のみが一人歩きすることのないように慎重に対応する。
- 具体的には、図表による結果の掲示等、評価の全体的な傾向がわかるような形式をとることとする。

評点の表示例



評価項目	平均値	素点（注）							
		B	A	A	A	A	B	A	
1. 事業の位置付け・必要性	2.7	B	A	A	A	A	B	A	
2. 実証事業マネジメント	2.1	B	B	B	A	B	C	A	
3. 実証事業成果	2.3	B	A	B	A	B	B	B	
4. 事業成果の普及可能性	1.9	B	B	C	B	B	B	B	

（注）素点：各委員の評価。平均値は A=3、B=2、C=1、D=0 として事務局が数値に換算し算出。

注）基本計画におけるアウトプット目標

【事後評価に関する目標】

事業評価実施規程に基づく事業評価の対象期間中に実施する個別テーマの事後評価の評価項目のうち、「実証事業マネジメント」及び「実証事業成果」について、4段階のうち最上位又は上位の評点を得る個別テーマの比率を、全体の7割以上とする。